

令和2年1月29日

第40回

「文の京」安全・安心まちづくり協議会会議録

文京区総務部

「開 会」 (14:00)

○萩原危機管理課長 それでは、定刻になりましたので、第40回「文の京」安全・安心まちづくり協議会開催いたします。

私は、「文の京」安全・安心まちづくり協議会の事務局を務めます、危機管理課長の萩原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、あらかじめ送付させていただいておりますお手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、第40回「文の京」安全・安心まちづくり協議会次第です。

次に、資料第1号から資料第11号までが、安全・安心まちづくり推進地区の指定についての報告資料で、

資料第1号、富坂二丁目町会地区、資料第2号、柳町三和会地区、資料第3号、道和町会地区、資料第4号、春日礪川町会地区、資料第5号、林町町会地区、資料第6号、宮下町会地区、資料第7号、大塚窪町町会地区、資料第8号、目白台雑司ヶ谷町会地区、資料第9号、音羽三和会地区、資料第10号、上動五三会地区、資料第11号、神明町会地区です。

次に、資料第12号が、音羽六・七・八町会地区の安全・安心まちづくり推進地区の名称及び区域変更についての報告資料です。

最後に、資料第13号が、協議会委員からの協議事項提案になります。

資料は以上でございますが、資料の漏れや不足等ございましたら、事務局までお声掛けください。よろしいでしょうか。

次に、マイクの使用方法についてですが、発言前にマイクのボタンを押していただき、マイクの赤いランプを点灯させてください。初めに、お名前をおっしゃっていただき、発言が終わりましたら再度マイクのボタンを押して、マイクの赤いランプを消していただくようお願いいたします。

それでは、小出会長、協議会の進行よろしくお願いいたします。

○小出会長 本日はお忙しいところ皆さんご参集いただきましてありがとうございます。

私は、本協議会の会長でございます小出と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の出席状況について、事務局からご報告をまずお願いをしたいと思います。

○萩原危機管理課長 事務局です。

本日は、委員の奥山様、杉田様、柳生様、相原様、今様、久住様から欠席の連絡をいただいております。森部様と高橋忠良様はまだお席にお見えになっていない状況でございます。

以上でございます。

○小出会長 どうもありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

本日の議事は、報告事項が12件、その他が1件でございます。

それでは、まず次第の1、報告事項について、事務局から説明をしてください。

○萩原危機管理課長 事務局です。

それでは、説明いたします。

まず、資料第1号から資料第11号までは、安全・安心まちづくり推進地区の指定結果に関するものです。前回の協議会にお諮りした11地区については、団体名及び地区の範囲は、それぞれの資料にお示しのとおりでございます。また、地区指定経過は7月1日に推進地区指定の申請がございました。7月26日の安全・安心まちづくり推進協議会においてご承認いただきました。その後、8月15日から9月13日までパブリックコメントの手続を行いました。いずれも区民の方からの意見がなかったことから、申請どおり指定を決定いたしました。推進地区の指定期間は、令和元年10月1日から令和4年9月30日までになります。

次に、資料第12号は、音羽六・七・八町会地区の安全・安心まちづくり推進地区の変更に関するものです。推進地区の音六町会からの申請に基づき、推進地区の区域に音羽七和会と音八会の区域を加える変更を決定いたしました。変更日は、令和元年10月1日、新たな区域図は資料第12号の裏面のとおりでございます。

今回の指定を含めまして、推進地区数は51地区になりました。これらの地区には、区内の114の町会が参加しています。区内には154町会がございまして、今回の指定で安全・安心まちづくり推進地区を構成する町会の割合は74%となり、基本構想実施計画の中で今年度末の目標を75%としておりますので、ほぼ達成したと言える状況でございます。

また、現在、それぞれの推進地区が補助金を活用することで、防犯カメラの設置を進めておりますが、令和元年度の設置台数は117台を予定しております。

説明は以上でございます。

○小出会長 どうもありがとうございました。

事務局から説明がございましたが、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

前回、皆様方に承認していただいたものを正式に決めるということになるかと思いますが、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

特に問題はなさそうなので、報告事項については、以上ということにいたします。

次に、次第2、その他、「協議会委員の協議事項の提案について」ということでございます。

資料第13号について、事務局から説明をお願いします。

○萩原危機管理課長 事務局です。

それでは、資料第13号の説明をいたします。

前回の協議会以降、4名の委員の皆様から5件の協議事項のご提案をいただいております。提案内容ですが、まず犯罪防止の分野については、「防犯カメラの設置表示について」の1件でございます。

次に、災害防止の分野については、「防災行政無線（屋外スピーカー）について」、「台風15号・19号・21号の被害を踏まえた文京区の対応について」の2件でございます。

最後に、事故防止の分野については、「自転車による道路事故防止対策」、「点字ブロックの重要性の周知」の2件でございます。

資料第13号についての説明は以上です。

○小出会長 ありがとうございます。

それでは、五つの項目に関して提案がなされておりますが、提案者からそれぞれご説明を簡単にさせていただきたいと思っております。

では、最初に「防犯カメラの設置表示について」と「防災行政無線（屋外スピーカー）について」をご提案なされた武智委員から、それぞれの提案の趣旨や理由など簡単に説明してください。

○武智委員 武智でございます。

まず、犯罪防止の観点からの「防犯カメラの設置表示について」ご提案をさせていただきました。

現在、補助金等により防犯カメラの設置が進んでおりまして、大変有り難く思っております。

ただ、都道、区道等ありますが、特に区道における裏道等で防犯上危ないのではないかとこのところ防犯カメラを設置していただいておりますが、防犯カメラの設置の表示が実際に設置している電柱についていることが多いかと思っております。文京区では路上喫煙禁止等の表示、ポイ捨て禁止とか、歩行喫煙禁止という道路表示をされていると思うんですけども、非常にいいなという意見を持っています。是非防犯カメラ設置についても、同じように歩く通路の道路の部分に防犯カメラを設置していますよということを明記することによって、より犯罪抑止になるのではないかと考え、提案をさせていただきました。

○武智委員 防災行政無線放送についての提案でございますが、以前違う会でもお話ししたことあるのですが、文京区では特に夕方の防災無線を使つての夕焼け小焼けの放送だとか、そういったところをやっている区もありますけれども、実際にやっておりません。

ですから、日ごろ聞きなれていないということもあって、実際に流れたときに聞き取れなかったという話も聞きます。また、昨今いろいろビルですとか、マンション建設によって、相当、地上の環境も変わってきていると思っておりますので、実際にその防災行政無線が機能するのか、実際に住民の聞き取れるのかということが以前から疑問に思っておりまして、この提案をさせていただきました。

以上です。

○小出会長 どうもありがとうございました。

議論、それから、補足に関しては、後ほどということでまとめさせていただきます。

それでは、順番が先になりますが、「台風15・19・21号の被害を踏まえた文京区の対応について」、ご提案をされました西委員に理由等を簡単に説明してください。

○西委員 公募委員の西でございます。

最初に申しわけありませんが、表題を「台風15号等の被害から得た教訓を文京区ではどう活かすか」に変更させていただきたいと思っております。

昨年9月に上陸した台風15号、それに続いた19、21号は、我が国に甚大な被害をもたらしたことから、問題点を整理してみました。

第一に台風15号では、主として暴風雨による被害が甚大で、大規模停電主因の解明など6項目の教訓事項が挙げられます。

第二に台風19号では、主として豪雨による被害が甚大で、河川の堤防決壊など教訓事項は4項目あります。

それらの教訓から、我が区として何を学んで、どのように活かすかを皆様で検討していただければと思います、提案させていただきました。

これらのうち、文京区として対策を検討すべき4項目について、これから申し上げさせていただきます。

その1が、初動の遅れをなくことです。想定を超えた自体が発生した時に区がどう行動するか、より具体的に詰めておく必要があります。

その2が、台風15号の長期停電でも明らかとなった実態把握の問題です。東電を初め、国、一部の自治体では、実態把握が不十分であったと言われており、装備、資機材などを含め、基本から初心に戻り、見直す必要があります。

その3が、避難所の問題です。その中でも課題が三つあります。一つ目が、収容可能人員の明確化と収容が不可能になった場合の対応です。二つ目は、ホームレスを避難所で収容しなかった問題やペットの対応です。三つ目は、毛布の備蓄に関して、4か所の避難所では備品がありません。

その4は、防災行政無線機の問題です。携帯型の防災無線機を予備として配分してほしいとのご意見が関係機関からありました。ここで提案したのはごく一部分です。

昨年12月NHKでは、「体感 首都直下型地震」と題する仮想地震をドラマ化し、1週間にわたりその問題と対応について放映しました。震災対策まで手を広げてはと思います、提案は水害対策に限りましたが、共通の教訓事項もあります。

提案の趣旨をご理解いただき、次回の検討課題とすることについて取り上げていただき、これらの課題を掘り下げ、より一層議論が深められれば幸いです。

次回協議会では、レジュメも準備させていただきたいと思っております。

○小出会長 どうもありがとうございました。

それでは、次は「自転車による道路事故防止対策について」、西村委員からよろしく願います。

○西村委員 いろいろと区のほうでも交通の対策について、例えば、横断歩道をつくるとか、それから立体交差にするとか、歩道橋をつくるとか、いろいろな形で道路をいかに上手に整備するかということで、自転車の歩行の場所を決めたりしていると思います。私は、弥生地区に住んでおりますが歩いておると、本当に狭い道路に向かって、縦横斜めといましようか、よぼよぼ年寄りの方が歩いていたり、足腰が不自由な方が歩いていたり、前からはスマホを持ったお兄さんが前を全然見ないで自分の下の方だけを見て歩いていたりとか、それをこちらが避けようとすると、後ろから追突されるような形で自転車事故が起こったりするような危険を感じています。この間も、文京区の西片で70歳ぐらいの女性の方が自転車とぶつかって、頭をけがしてそのままお亡くなりになったというようなすごく悲惨な事件もあるので、意外と狭い道でも結構怖いなという、歩行に使えるような狭い道でも怖いなという恐怖感が最近では特に強まっております。団子坂とかいろいろな住民が一杯いらっしやるような住宅地区のところでは、コミュニティゾーンという場所を設定していて、そこは自転車も静かに走るようにとか、いろいろ配慮されてはいるようです。もう少しコミュニティゾーンを増やすとか、いろいろな形で何か規制をしていただければいいと思っております。自転車による道路事故防止対策について、皆様でいい案を考えていただければと思いましたので、提案させていただきました。

○小出会長 どうもありがとうございました。

続いて、「点字ブロックの重要性の周知」ということについて柴崎さんお願いします。

○柴崎委員 民生委員の立場からここに参加させていただいております柴崎と申します。

私の家の近くに筑波の視覚支援学校、いわゆる盲学校がございまして、結構目のご不自由な方が行き来されるんですが、点字ブロックの上に物が置いてあったり、あとはちょっとだけ思ってきてと自転車を点字ブロックの上に停めていらっしやる方だと思っておりますが、そういったことが見受けられます。杖で歩いていらっしやる方は、杖がその自転車にぶつかったときには、もう体もそこにぶつかってしまうような非常に危険な場面を何度も見ておりまして、できればその点字ブロックがとても大事なものであるということをご存じの方は多いですが、実際にそれを日頃から意識している方が少ないので、それを改めて周知していただきたい、事故をなるべく防ぎたいなと思ひまして、提案いたしました。

以上です。

○小出会長 どうもありがとうございました。

それで、とりあえず事務局から今の現状、対応状況等について説明をお願いします。

○萩原危機管理課長 事務局です。

区として、今いただきました今の五つの提案について、現在の対応状況等をご説明いたします。

まず、「防犯カメラの設置表示について」でございますけれども、都は補助金交付の条件の一つに、防犯カメラは明確かつ適切な方法で防犯カメラを設置している旨を表示することとして、カメラの設置場所にその旨を表示することを求めています。それが困難な場合は、周辺の町会掲示板への表示も可となっております。ご提案の路面表示につきましては、防犯カメラの設置場所、若しくは町会掲示板に表示が可能なことから、安全・安心まちづくり推進地区からのご相談は現在のところございません。

なお、路面標示は法令で定められているため、防犯カメラの設置を路面に表示するためには、その都度、交通管理者と協議し、道路管理者の許可を受けて設置工事を行う必要があります。

次に、「防災行政無線（屋外スピーカー）について」でございますが、所管の総務部防災課において、屋外スピーカーの保守点検及び区民の皆様からいただいたご意見を基に、性能管理、増設、向きの調整等の方法により、音達状況の改善に努めております。また、放送内容は放送開始後にケーブルテレビの文京区民チャンネルにおいて、音声を聞くことができるほか、電話で聞けるシステムを設けており、24時間以内の放送内容を確認することができるよう整備しているところです。

引き続き、放送内容が聞き取りやすい環境の整備を始め、様々な方策を用いた情報提供について改善を図ってまいります、とのことでございます。

次に、「台風15号等の被害から得た教訓を文京区はどう活かすか」ということでございますけれども、所管の総務部防災課において、昨年発生した台風対応の教訓等から、文京区水害土砂災害対策実施要領を見直し、指定避難所や情報発信内容等の改定作業を現在行っております。

災害対策本部については、本庁舎（文京シビックセンター）が設置場所でございますが、使用できなくなった場合に備え、文京スポーツセンター内に必要な資機材を整備し、災害対策本部の運営を継続していくこととしております。

停電への備えにつきましては、全ての避難所に非常用発電機を整備するとともに、電気自動車からの給電機を試験的に導入し、効果の検証を行っているところでございます。

なお、東京都においても都立高校などの都立一時滞在施設において、帰宅困難者がスマートフォンの充電ができる環境の整備を行うなど、電源確保対策に取り組んでいくと聞いております。

避難所の収容人員については、現在、各避難所運営協議会で検討を行っており、引き続き明確化できるよう取り組んでまいります。また、学校改築等の機会を捉え、可能な限り避難スペースを確保できるよう関係部署と連携してまいります。

関係機関との情報共有につきましては、円滑に情報共有が図られるよう、現在、災害情報システムの再構築の検討を行っているところです。

次に、「自転車による道路事故防止対策について」につきましては、交通安全を所管する土木部管理課において、文京区交通安全計画を定め、様々な対策を行っており、過去10年間を通じて、交通事故発生件数、死傷者数、ともにおおむね減少傾向にあります。

しかしながら、自転車に関連する交通事故の割合は増加しており、4月からは東京都の条例により、自転車保険への加入が義務化されます。区では、東京都、警察、区民の皆様とも連携し、総合的な交通安全対策を推進してまいります、とのことでございます。

最後に、「点字ブロックの重要性の周知」についてですが、点字ブロックの上に自転車などの放置物が置かれていることは危険なため、その上に放置物などを置かないよう周知する内容の記事を、区ホームページ及び区報に土木部管理課が掲載するとのことで、区報につきましては、2月25日号の記事を掲載する予定とのことでございます。

また、障害理解の一環として、平成25年度に「心のバリアフリーハンドブック」を障害福祉課で作成しています。その中で、点字ブロックの上に自転車や荷物などを放置することの危険性について掲載しています。現在は、改訂版を作成中で、作成後は区立小中学校や区内の関係機関へ冊子を配付するとともに、障害者基幹相談支援センターで実施するイベントの中でも周知を図るよう協力を要請するなど、引き続き周知啓発に努めていくとのことでございます。

説明は以上です。

○小出会長 どうもありがとうございました。

五つの提案がございましたので、次回からもう少し詳細に検討するというにしたいと思えます。議題をどれにするかというのは難しいんですけども、まだいろいろ解決すべきことが多いし、議論すべきではないかというご意見があれば、それを取り上げて次回から個別にやるという趣旨でございます。

それで、とりあえず今ざっとなんですが、行政のほうから一応どういう現状かということをご説明いただきましたので、それを踏まえて提案者の方は多分非常にそれでは、不十分だというふうに思われているかもしれません。ご意見とかあるいは皆様方からそれに関連したご質問があれば、是非伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

○武智委員 武智でございます。

ご説明ありがとうございました。

防災行政無線に関しては、引き続き改善をされていくということなので、引き続きお願いしたいと思います。やはり日頃から余り聞きたくない無線ではありますが、実際に、いざというときに流れて聞こえなかったり、聞き取りづらかったりという場合に非常に困りますので、年に何回かテストではないですけども、そういった形で是非流していただけるとより分かりやすいかなと思いました。

防犯カメラの設置に関しては、道路管理者ということであれば、特に先ほど私が提案したのは区道になりますので、区が、是非警察の方又はPTA学校関係の方にぜひ、いま一度同じような提案をいただいて、以前に事故や犯罪が起きたところ又は不審者情報があったところについては、もう一度検討していただいて、より犯罪抑止という意味で、そういった表示を実現していただくように検討いただければと思います。

以上です。

○小出会長 どうもありがとうございました。

防犯カメラに関しては、最初にこの設置の基準を作るのに国で議論したときに、必ず設置の表示をなさいということ、我々は推奨したんです。

それで、通常は何で表示をするかということ、犯罪者がそこにあるよということを見ることによって、威かかるといいますか、行動を抑止する役割が一番重要な役割なんです。非常に日本的な状況の中でもう一つの意味があって、それはプライバシー、自分たちが主体としてやっているんだという自分たちへの自覚の表現としてなんです。

それで、1番目のほうに関しては、なるべく派手に見えたほうが良いということで、区道とか、あるいはなかなか目立たないところのものを少しきちっと表示していただきたいという、そういうご提案だと思いますが、ただもう一つの話は、自分たちで自覚をするためにここにあるんだよという意味合いもございます。防犯カメラというのは、非常に日本的な状況の中で置かれていて、非常にある国みたいな世界では、我々の人権とは関係なく無数にカメラを配置しているわけですが、それとは違った中で、自分たちで犯罪抑止もやっているんだよという自覚するためにやっていることを、是非ご理解をいただきたいなと思っています。

それから、防災行政無線に関しては、これは個人的な私の私見ですが、大半の人は非常にこれが役に立つと思っていて、このスピーカーの音量を上げてみんなに伝達できるようにするというのも効果的な一つの方法だけでも、ところがやっぱり、世間では幼稚園があるとその騒音がうるさいなんておっしゃる方もいて、反対の人もいらっしゃるわけです。

災害の時にも、それが非常に役に立ったと評価をするということもあるんですが、ただ、いずれにしても一種の騒音とみなすという人も中にはいらっしゃるようなんですね。

それから、物理的にやっぱり建物が非常に高密度化してくると、なかなかストレートに音を出すというのは非常に難しいんです。いろんなところでいろんな問題を、これは起こしています。

だから、少しそういう事例も集めるなんていうことをすると、じゃあどうしたらいいのかという話もあります。

先ほどの中では補足として、今はだから直接音を聞くというのは非常に有用なことなんですけれども、それをネットの上で再確認をすること、あるいはスマホで見るということもあって、だからそれを代替えするような、今は技術的に様々なところから情報提供があるので、そういうの

とうまく連動するのが一つの考え方ではないかなと思います。このスピーカーの設置があるというのは、日本だけなんです。

だから、このスピーカーでこれをみんなで良しとして、それを使っていくという社会を良しとしているのも日本だけなんですよ。

だから、その辺の考え方が変わってくると、こういうものに対する機能的な評価も変わるんだということを知ってもらいたいです。日常的な使い方の中でも同じように、これをどう自分たちの生活の中に生かしていくということが、非常に重要な観点かと思っています。

ただ、今現在は、非常に難しい立場に立っているものではないかなと思っています。

それから、台風被害の経験をどう生かすかなんて、台風だけではなく、水害に関して言うと、これから天候はこんなに異常になっているということは多分、毎年どこかで水害なんていうことが起こる可能性があると思います。ただ、水害に関しては、多少なりともどんな被害が出るかというのはある程度予測ができますが、荒川が氾濫するとか、そんなとんでもない話になると、どうなるか分からないということも無きにしも非ずなんです。

ただ、非常に問題となるのは、今は切迫した時間、非常に短時間、1時間ぐらいの間に自分の命が助かるか助からないかということを決めなきゃいけない、そういう状況になってきたんですね。昔は、明日昼頃雨が降るよ、少し準備してくださいなんていうことが要するに余裕はあったんですね。今もここだと、新宿区で晴れていても、文京区だけが洪水なんていうことはあり得る、そういう状況になってきているので、これも少し非常に切迫した問題として考えておく必要があると思っています。

それに加えて、災害に対しての問題として避難場所というのがあるんだけど、水害の場合は非常に限られた地域の避難になる可能性があるし、もう一つは、地震のときとか別の災害ですね。あとは少し、避難場所の使い方あるいは設置の仕方に関して少し基準が違うのですが、そういうことも住民にご理解いただくためにどうしたらいいのか。容量の問題とか、そこの中にどんなものを入れるとか、あるいは何日ぐらいそこで生活できるのかというような難しい話です。

それから、自転車に関しても、ここの協議会でも今まで2回以上議論しているんだけど、やっぱり特効薬が基本的にないですよ。特効薬がないので、皆さんで注意しましょうとか、あるいはそのための啓蒙活動しましょうとかという話です。一つはゾーニングの話、コミュニティゾーンとかありますが、それがどのくらい役に立つのかどうか分からないけれども、道路との間にそういう自転車専用のゾーンをつくるというのは、多少はやられてきてはいるんですが、これもいろんな方策が考えられるんだけど、何がいいのか私自身はよく分かりません。

ただ、被害は非常に増えるし、特に被害者の年配の方だって、ちょっとしたことで亡くなってしまう。ほんの狭いところでぶつっただけで亡くなるという可能性が非常に高く、しかも、加害者側からすると、賠償金で1億円ぐらいとられるなんてケースも出てきています。いずれに

しても、自転車は、法制上自動車と同じだって言いつつ、その社会的な許容度がやはり、歩くほかに近いというようなところの認識の違いみたいなことが非常に多いわけです。

だから、ある程度モラルとか、規制とか、そんなところでしかないのかもしれませんが、多分皆さん方のほうがもう少しいい意見があるかと思います。

それから、点字ブロックに関しては、これは通常るときはかなり整備されているんだけど、何か物を置いたり、特に一番問題になっているのは、工事をやってそれで削ってしまうとか、そんなことで点字ブロックが連続しないということがある分、点ではなくてラインとして確保されないと意味がないです。途中で切れてしまって、そこからどう行くんだなんていうこと分からなくなった瞬間に、非常に危険な状況になってしまいますから。

日本は、かなり点字ブロックが整備されてはいると思うんですが、そういう意味でこれも使う人が周知をするんじゃないくて、見守るほうが周知せざるを得ない、そういう問題です。

だから、地域でそういう一斉点検をやるとか、見守るといようなことは多分できるかもしれません。

以上が私個人の感想です。この間に多分皆さん方からいろんな考え方が出てくるのかと思うのですが、いかがでしょうか。

○萩原危機管理課長 事務局です。

先ほど、武智委員にいただきましたご意見につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、防災行政無線のテストという話ですけれども、年4回、全国瞬時警報システム、通称Jアラートと申しますが、こちらの一斉放送試験というのを行っております。5月、8月、12月、次回は2月19日午前11時に放送をいたします。

内容は、「これはJアラートのテストです」、これを3回繰り返します。「こちらは防災文京です」というふうに放送が流れます。文京区全域にこちらの放送が流れますので、こちらの放送のご確認をいただければと思います。

もしも、聞き取りにくいというようなことがございましたら、その旨、防災課にご連絡をいただければと思います。

それから、路面表示の件ですけれども、今、防犯カメラを設置しているという表示につきましては、各推進地区、町会の方々がどういうところに付けるかというのを選択して、区のほうにお話をいただくという形になっています。路面表示をご希望ということであれば相談に乗れないということではございませんので、もちろんご相談をしていただければと思います。

ただ、路面表示につきましては、先ほど申し上げましたように各種法令がございまして、交通管理者の方にも相談しなければいけませんし、手続的には今あるものより時間がかかってしまうかなというふうに思います。できるできないはあるかと思いますが、一度ご相談をしていただければと思っております。

○吉岡委員 私どもでも、防災行政無線について、聞こえにくさというのはいろいろあると聞いております。例えば、今ですとマンションが建つとそれによって影響があって、だんだん聞こえにくくなっていくところもありますし、あとは家の気密性がかなり高くなっておりますので、大雨が降って実際に行政無線を流しても何を言っているのか分からなくて、より不安になってしまうかもしれないというような話もあるようです。文京区では3年に一度世論調査というのをやっておりまして、平成30年の8月にもその調査の中で防災行政無線の使い方というのを調査しております。その項目の中で先ほどご提案があったように日頃から夕焼けチャイムを流したほうがいいんじゃないかというところや限られた危険事案のときだけ流せばいいという項目がありまして、夕焼けチャイムのように定期的に流したほうがよいというのがご回答の中で15.1%、区のイベント情報なども不定期で流したほうがよいというのが4.8%です。あと、大雨洪水警報等の事前の災害情報も流したほうがよいと、それが45.3%です。また、これまでどおり災害時のみ流したほうがよい、文京区でも例えば土砂災害警戒情報ですとか、避難勧告とか避難指示がある場合は、当然、行政無線を流すような仕組みをとっております。それと、先ほど説明しましたJアラートですとか、あと年1回の防災フェスタというのがありますけれども、そのときに行政無線を流しておりますが、そのままでもいいんじゃないかというのが31.5%あるということで、その辺の区民の方々の意見を今のところ参考といたしまして、従前からの対応をとっているのも一つの要因となっております。

○小出会長 Jアラートは、国民保護法によって北朝鮮からミサイルが飛んでくるときに流そうというのがもう一つの理由です。

皆さん方からは是非ご意見をいただければと思います。

○西委員 2点、事務局にお伺いします。防災無線の到達状況などを調査されているということですが、路上に限ってでもいいんですが、実際に文京区内で到達しないところ、いわゆる難聴地区が図示されているのでしょうか。

二つ目は、先ほどJアラートの問題が出たので川の緊急放流というのがあるときにサイレンを鳴らすというシステムがありますが、文京区の場合には、こういうシステムは、使えるのでしょうか。つまり、緊急避難が必要なときにはアラートじゃなくて、ブブブブというようなサイレンを防災無線スピーカーに流すことができるのでしょうか。

○吉岡委員 後半のほうの水位の警報のお話ですが、御存じのように文京区で言うと、神田川が流れておりまして、神田川は以前かなり氾濫をしたという事実もありまして、その時からですが、水位が上がってきて、危険水位ですとか、警戒水位になりますと、サイレンが鳴るようになっていきます。それは、神田川の沿道といいますか、川のところで確か6か所ぐらい小桜橋とか、その辺にサイレンがありまして、水位が到達すると自動的に鳴るようになっていきます。

水位が下がってもう1回上がったとしても、また、その時点で鳴るような形で自動的な警報、サイレンが鳴るような仕組みになっております。

それ以外の河川は文京区内にございませんので、例えば、荒川の水位がどうかなった時に、それがあるかという、それはございません。

○萩原危機管理課長 屋外スピーカーは、年に何回か到達テストということで、所管の総務部防災課で実施しているということでございます。難聴エリアというのは、やはりあるというところでございます。

先ほども申し上げましたように災害情報の流れというのが防災無線だけではなく、安全・安心メールですとか、もちろんホームページ各種SNSを活用するといったような形で、いろいろ補充しながら情報の発信はしていきたいというふうに考えておまして、また今後、防災ラジオのような形でも配備ができないかということを検討しているということです。

ただ、この点につきましては、やはり所管が防災課になりますので、危機管理課からは余り詳しいことはお答えできません。以上でございます。

○小出会長 音はするけれども、何を言っているのかさっぱりわからないというのが多分、ほとんど半々ですよね。

だから、そのために確認するためにはやっぱり別の情報が必要で、今は自らその情報がとれる時代になってきています。必ずしも防災無線だけに頼って、それだけが命だというふうに生活する必要は全くないんじゃないかなと思います。

いずれにしても、完璧に音は都会では聞こえません。難しいです。

○柴崎委員 柴崎です。今のことに関して、やはり私の住んでいるところでも音は聞こえますが内容は分かりません。確かに今はスマホとか便利なもので情報がとれますが、おひとり暮らしのご高齢の方はそれができないので、ワーワー言っているというのを私のところに問合せがあったりします。

です、何かもっと全員に分かるような良い方法をお考えいただきたいなと思いました。

○小出会長 でも、それはそれで近所の方が助け合うという、そういうことも一つの方法だと思います。

○吉岡委員 来年度からいわゆる避難行動要支援者の方に対して、先ほども危機管理課長が説明した防災ラジオみたいなのを配付していくような事業を進めたいと思っております。それをお持ちですと、防災行政無線と同じような情報がそこからとれるということにもなりますので、そういったことで代替的な情報収集の手段を確保していく事業を進めていきたいと思っております。

○小出会長 東京だとあまりないのですが、山の地域とかというのでは、有線のラジオみたいなものを設置しているところが幾つかあります。お金がかかりますが、ないことはないですね。

特に、独居老人とかスマホが十分に使えない年代に対してどうするかというのも非常に難しいお話です。それはその災害だけに限った問題じゃなくて、火災のときもそうだし、ほかに何か詐欺とか、様々な問題のときも同じで、情報が途絶えるというのは非常に悪いことなので、それをどう防ぐかというのを総合的に考えていく必要があるのかもしれないですけども、いかがでしょうか。

○清水委員 私は、肢体障害者の清水と申します。

障害者の会に聴覚障害者の方がいらっしゃって、無線や何かもちろん聞くことはできません。やはり、団体の会長さんがいらっしゃって、それでスマホを使ってメールで自分たちのグループへ情報を発信しています。だから、全員が十分に使えないということではないと思います。自分たちの会に入っている人たちで聴覚障害者の方にはメールでその都度流して、この間の台風15号、19号のときにも流したそうです。

それで、話し合った結果、誰に頼るのかということで、やはり普段から近所付き合いが一番大切じゃないか、コミュニケーションをとっていくことがやはり最終的には大切ではないかなというような話合いになりました。

以上です。

○小出会長 多分、防災における本質だと思います。要するに、災害のときだけというわけにはいかないの、顔も知らないし名前も呼べないなんていう状況の中では支え合いというのはどうしようもないわけですよ。

だから、いかにそういうものを支えていくか。要するに、いろんな道具立ては多分、そのときの状況に応じていろんなものがあるし、いろんなものが出てくるんだけど、それをいかにいざというときに活用するかというのは、やっぱり結局、そういう人間関係の中でしか多分、使えないと思います。道具だけ揃えてもしょうがないという面もありますので、地域の方どうして連携して頑張ってやっていくしかないというように思います。

○萩原危機管理課長 今聴覚障害者の方の中でメールを流しているというお話がございましたけれども、文京区にも「文の京」安心・防災メールというものがございまして、そちらは登録制になっております。それを受信、メールが届くように設定していただければ、今回の水害の情報ですとかを、そちらで随時流しておりましたので、その会に入っていない聴覚障害者の方でも携帯電話をお持ちで、メール受信の環境があれば、そちらをご利用いただけるというような状況になってございます。

○清水委員 その話合いのときに、スマホを持っている人から、今回なんか文京区で初めてそういう情報が流れてきたというような話も出てまいりました。

もちろん、私のスマホにも警報が流れてきました。文京区からの警報は、皆さん初めてだとおっしゃったような気がするんですけども。

○萩原危機管理課長 今、私が説明したものは区の安心・防災メールというものですけれども、こういった台風 19 号のように緊急な情報を流すときは緊急速報メールというものがございます。エリアメールと申しますが、そちらは強制的にといいますか、文京区から情報発信しますと携帯電話等のメールを受信できる機能をお持ちの機器をお持ちであれば、エリアメールから情報が入手できるという仕組みでございます。

不安をかきたてるような音が出まして、緊急を知らせるのにそういう音になっていまして、エリアメールというのも流させていただきました。

○小出会長 昔、最初プッシュ型という、一方的に勝手に情報を流すという、そういう技術的には可能だけれども、それをやっていいかということ随分前に議論しました。

今、非常時の地震警報なんていうのは、鳴ったときは非常にうるさいですよ。非常にびっくりしたにもかかわらず、大した情報が入っていないなんてことになると、非常に腹が立つなんていうことがあったりもしますよね。一方的な情報に関して、必ずしも正確な情報が、自分の満足できるような情報が入るとは必ずしも限らないという状況ですが、それでも、是非使っていていただきたいと思います。

○吉岡委員 今のご質問の関連ですけれども、課長のほうからエリアメールという言葉が出ましたけれども、今回の台風 19 号では、今の警戒レベル 3 ということで警戒レベルは 5 段階までありますが、第 3 段階で避難準備・高齢者等避難開始の発令を今回いたしました。そのときにエリアメールということで、携帯電話のキャリアに関係なく、区内にいらっしゃる全区民の方に行くようなことで、強制的に情報を流させていただきました。

あと、それ以上の避難勧告ですとか、避難指示を発令したときも同じような形でエリアメールというのを流す予定ではございます。

例えば、先ほどの気象情報の大雨警報ですとか、注意報の場合とかは、様々な情報を入手するツールがありますので、強制的にエリアメールで流すという予定は今のところございません。

○小出会長 はい、どうぞ。

○石井委員 石井といたします。

今の議論を聞いていて、台風のときに私のスマホも警報が鳴って、結構びっくりしたんですね。

それで、防災音、アラームが鳴って情報を見るとたいしたことないと腹が立つというのは、よくある話で、アラームの音を改良したらどうかと思っています。JR が出発の音を改善して、それは結構好評だと思うんです。防災のアラームもびっくりさせるような音ではなくて、聞いてみようとか、スマホを開けてみようとなるような音楽にしたらどうかと思いました。

○小出会長 ありがとうございます。

多分、アラームの音を作成した方は、ある程度検討はしたんだと思います。ただし、その情報をプッシュして強制的に流すというときの趣旨が、みんなはやっぱりびっくりして、それに気が

付くものでないといけないというのが非常に重要な趣旨なので、多分それでびっくりして後で見るととあるけれども、緊急性というのが非常に重要視されています。多分それがもう少し発達してくると、もう少し附帯情報というんですかね、例えば、逃げなさいといってもどこに逃げなさいかというのが非常に重要で、それがいい中で要するに逃げなさいとか、そう言われてもフラストレーションが起こるだけで、もう少し自分たちでいろんな情報等が使えるようになってくると、音色も変わるかもしれないですね。

うるさいというのは、一つの多分効果だというふうに作成した方は思っているはずなんです。長い目で見ると、もうちょっと我慢してという感じかもしれないですね。ただし、屋外スピーカもそうですが、そういう情報でデバイスというのは、今からもっともっと発達しますので、今4Gだけれども、5Gになると、その上に動画が乗ってきますので、神田川が今どうなっているなんていうことは、多分スマホで見ることができるようになると思います。

そうすると、問題としては、行政の判断というのは全員に届くとか、確実性というようなところで判断を下しますので、それと自分の個人の判断基準というのは、ちょっと違いますよね。要するに、水位が上がってきて、早いなど自分が思った瞬間にもう逃げなきゃという判断を下しますが、行政はそれだけじゃなくて、水位が上がって、それと天気の前報とを合わせて、判断を下すということになると思うので、それが大分違ってきます。

だから、情報というのは一つの意味じゃないので、今からそういうのをどういうようにして自分で理解して使っていくかということなんだと思います。非常に難しいかもしれないです。

神田川の水位はスマホで見られますか。

○吉岡委員 神田川については、水位の状況と、あとカメラの状況があります。

平常時ですと、それは常時当然、見られるような状況になりますけれども、災害時ですと、かなりホームページ等は錯そうしてしまいますので、それをきちんと見られるかということ、なかなか厳しいところはありますが、情報としてご提供はできる状況になっています。

○小出会長 何でそんなことを言うかということ、その個人によって情報の意味が違うというのを言いたかったわけです。例えば、避難する場所へ行くのに、若い人ならば10分もあれば行くんですけども、高齢者になると1時間ぐらい見ておかないといけないわけです。

そうすると、情報の取り方は全然違うわけです。

そうすると、公共の避難勧告が出たときはもう遅いなんていうことがあり得るわけで、例えば、そういうのを町会で組織をして、町会が自分たちで判断して、老人だけをどこかに事前に避難させるということをやっているところもたくさんあるんです。

その時の情報というのは、生の、役所が使う判断した情報ではない情報が重要になります。だから、いろんな公共機関が出した情報ではない情報も、今は自ら取れるようになってきているので、できる方は是非やってください。

そのほかいかがですか。

○市川委員 市川です。

先ほどの神田川の水位のことですが、ケーブルテレビでモニターは画で出ていまして、皆さん文京区の方なので、おそらくケーブルテレビが入っている方は多いと思います。それから、私は小石川地区ですけれども、私の家の下から少し距離はあるのですが、神田川まで余り大きな建物はありません。警報は風の向きによっては上まで聞こえてきます。

だから、気にしていればちょっと窓を開けてみるとか、そういう自分の危機管理の問題ですけれども、気にしている方に関しては、区が何もしていないとかということをお訴えるのではなくて、メールで連絡をしたり情報を得たりとか、そういうことも皆さんご自分でやっぴりなされればいいと思います。

○吉岡委員 そうですね。少し詳しく申しますと、TCNのテレビに入っただいておりました、普通の画面を見ていたり、区民チャンネルを見ていたとすると、気象警報が出ますと自動的に神田川の水位状況が立ち上がりまして、今どこまで水位が上がっていますというのを画像として見られます。Lウインドといっておまして、Lの反対の形で画像と文字が出るようなことになっておりますので、それは何か大雨で警報等が出れば、それをご覧いただければ、ホームページ等を見なくてもご自宅でカメラの状況が分かるというような状況になっております。

○小出会長 次回も含めて何かこんなことを議論したほうがいいとか、そういうお話があれば、是非伺いたいです。

今日の提案の中でどれが一番重要だということではないけれども、幅が広いのはこの水害の話が非常に広いかなと思います。この中で避難の問題とか、水害というのは古くて新しい災害なので、それをどう考えるかとかいうのは非常に重要な気はしています。

幸いにも、東京はあわせて土砂崩れというのは、余りそんなに大きなものが起きていないですよ。ここは。小さなタウンもないわけではないですが、日本は水害とそれに関係する土砂崩れ、土石流です、あれが多分今からの時代は相当被害を出すのではないかというふうに考えられるわけです。

次回どのような問題をもう少し話し合ったらいいかと、アイデアがあれば是非伺いたいですけれども、いかがですか。

○島田委員 私は、低地に住んでおまして、何回も水害を経験しております。

それで、雨が来て、神田川が氾濫しても誰も逃げません。というのは、昔、私が高校3年の時だったか、大学に入るという時でしたけれども、そのときはみんな木造で平家でした。だから、みんな沈んじゃいました。

ところが、今はもう3階建て、4階建てでもうちょっと隣に行けば3メートルか4メートル上がれるところは幾らでもあるというわけです。

前回の台風 19 号でも、体の状態が悪い人たちは、うちの町会では早急に避難所に運びました。ただ、一般の人たちは逃げない。どこか隣のマンションの階段に登ればセーフだし、幸いにもこの辺はずっと何日も水に沈むということがありません。

一番心配なのは、やっぱり地震だろうと思います。それから、崖崩れです。これも昔の台風のはきは椿山荘のところ崩れました。それから、お茶の水のところ崩れますね。

それで、真ん中に土砂が溜まったようなことがございましたけれども、やっぱり文京区は 100 何か所か危ない崖があるんですね。これは 23 区の中でナンバー 1 じゃないですか。

ですから、そういうことはみんなで一生懸命考える必要があるのかなと思っております。

○小出会長 ありがとうございます。

私の認識不足で申し訳ありません。そんなに危ないところだとは思わなかったんです。

ただ、水害は古くて新しいと言ったのですが、文京区は神田川は昔から危なくて、僕が記憶しているだけで、文京区は神田川沿いに工場がたくさんあって、特に印刷工場とかあったりして、そこに水が入ると機械がダメになってしまうので、それをどうやって防ぐかという対策を随分昔からやっていたような気がします。

今違っているのは、全員がそういうのではないけれども、例えば、車を使って非常に危ないところでも避難をするということもあり得るわけですね。そうすると、車というのは少し水に浸ってしまうととすぐ止まってしまいます。それで、非常に危険な高低差があるような道路であるようなところだと水没してしまうなんていうこともあります。あと昔なかったのは、内水氾濫といって、今と違い川に水を流すわけではなく、全部下水管で排出しているので、それがオーバーフローする。マンホールから水がスプラッシュして、それが全部中にたまっちゃうというのが新しい内水氾濫というんですが、そういう状況の下で水がたまってしまうということが起こるので、場所によっては非常に浸水が速いということが起きて、あっという間に人が取り残されたりなんかするということが起きたりします。時代によって状況が、多少、違うようなところもあります。

いずれにしても、水害とは今から対応をよく考えていかないといけないという感じはします。

○西委員 小出会長が後押ししてくださったので、是非次の機会に取り上げていただけたらと思います。

○萩原危機管理課長 今までのお話を伺っていると、防災行政無線のお話ですとか、災害についてのご興味が非常に多いのかなというところも感じますので、正に先ほど説明した中に、水害・土砂災害対策実施要領の改定をしたとお話させていただいたかと思いますが、こちらの要領で水害についての対応をとっております。今までは地震の説明が主だったかと思いますが、この会議で水害のことをお話になりたいということであれば、区のほうからこの水害・土砂災害対策実施要領のご説明をさせていただくような形で、ご説明をしつつ協議、検討していただければと思います。

○西委員 了解しました。

次回、もしよろしければ、その水害・土砂災害対策実施要領をご説明いただけるようであれば、それを伺いながらちょっと調べものをした中身と合わせて、検討を続けさせていただければと思っております。

この会議に出席されている方で、こういう資料をご存じの方がどれぐらいおいでになるかと思っちょっとお尋ねしたいと思います。日本女子大学の吉川先生、平田先生、石川先生が「文京区の32避難所地域を単位とした避難所生活発生状況と避難所運営協議会による避難者受入準備態勢の把握」という研究論文を出されておまして、その後それに引き続いてアンケートの結果をまとめた研究論文を出されているんですが、避難所、運営協議会の幹部の方あるいはその協議会に出席された方もおいでになるのかと思うんですけども、そういう経験をお持ちの方はおいでになりますか。

今この場所ではおいでにならないようですね。

今、申し上げた研究論文につきましては、インターネットで公表されておりますので、避難所の問題を検討されるということになれば、それを見ていただくと詳細に検討していただいておりますので、私もこれを勉強している最中です。

学術論文としてはよくまとまっていて、問題点もかなりあるようです。

○小出会長 ありがとうございます。

水害に特化していくのはいいのですが、地震も含めて災害のときの対応の全般を説明していただきながら、水害のときにどうやるかと、そういう説明も可能な範囲でしていただくとうり難いと思います。

それから、今の避難所の問題もそうだし、今の避難をするときの避難所の開設とか、そういうところを町会がどう関与するかということが一番重要な話題ではないかなと思っていて、そういうこともあれば、避難所開設に当たっては、職員の方が、区役所の方が来て、鍵を開けてなんとか準備をしてということでやるんだと思います。実際に私は、阪神・淡路大震災のときに初めてそういうことをやりましたけれども、避難所というのは、住民の方、避難してきた方が自分たちで管理すべきだということで、かなり延々と議論をやったり、最後はけんかして中で分裂したり、そんなことでいろいろなことをやった記憶があります。いずれにしても、地震のときは避難場所がたくさんできるので、役所の方が全部そこに付き合うわけにはいけない。長期に渡りますから、必然的に自分たちで運営しないといけないという問題が出てくる。水害の場合は、そこまで多分いなくて、もう少し管理された形で避難所がやられると思います。

だから、物を運んだり、物を維持したりしないといけないので、住民の方と役所の方とで一番問題になるのは、区に住んでいない、文京区に住んでいる人はそんなに多くないということです。特別にそのための対応をする人がいらっしやるみたいなんですけど、でも限られた人しかいないわ

けです。夜中に電車が止まるような災害のときに区役所の人そんなに当てにならないということは当然のこととして起こるわけで、そういう話とか5年をかけて議論したとしても多分いろいろな問題があるかと思いますが、少し議論を幾つかに絞ってされるほうがいいと思います。

国の内閣府のように全部やるというわけにはいかないわけで、そうすると我々にとって一体何が重要なのかという視点で話をしないと発散してしまいますので、その辺を少し次回までに皆さん方でこれをやるということのご意見があれば、是非メールなり、あるいはファックスなりで送ってください。

○萩原危機管理課長 事務局です。

避難所のお話で、こちらもちんちんとお伝えし切れていない部分があるかと思いますが、水害・土砂災害のときの指定避難所と地震のときの避難所というのは異なります。地震につきましては、区内の小・中学校全てが避難所になりますけれども、水害・土砂災害の場合は、内水氾濫なのか土砂災害なのかというようなところでも指定避難所が異なります。地震と水害時の避難所について一緒にお話をすると、ちょっと理解が難しくなると思いますので、一旦、台風のことでご提案いただいていますので、今回は水害のお話を中心に説明をさせていただいたほうが分かりやすいと思います。

逆に、水害の指定避難所がどこにあるかというのをご存じない方も非常に多く、一緒だと思っている方が多いと思います。水害・土砂災害対策実施要領が変わったところがございますので、一度そのことを踏まえてご説明させていただいて、その後に、地震でも水害でも避難所のことを話したいということであれば、今度は避難所のことだけに特化したお話をするという方法もあるかと思いますが、できれば、こういった水害・土砂災害対策実施要領ほうのお話を一旦させていただいたほうがよろしいかなと思っております。

○小出会長 そんなにたくさんできないので、避難所とかそこでの自分たちの役割とか、あるいはいつ逃げるのかとか、幾つかポイントがありそうなので、その辺に絞って、あれば少し簡単な資料を添付していただくと話がしやすいのかもしれない。

同じ名前の避難所で、何でそんなに種類が違って、そんなことを我々は知らなかったというのは、避難する側にとっては本音なわけですから。

要するに、結局知らなければ使えないということですよ。水害の際、避難勧告が出てから、避難指示という形になれば、どこかに連れていくということもあるのかもしれないけれども、そういう話もいろいろあるかと思いますが。

高齢者の問題とか、障害者の問題とか、女性の問題とか、子どもの問題、特にそれが病気なんということと重なってくると、とんでもない話が出てくるかもしれないわけです。是非そういう自分たちがどうやってそういう方を支えていくかという視点で、あるいは自分たちで何が一体できるのかということで、お話を進めていけたらいいと思います。

今日は、五つの議論を行いました。当然ながらそのほかの問題というのは、その議論する過程の中でも出てくるし、それから、何か起こったときに何か思い出したりすることもたくさんあると思いますので、思いついたことがありましたら、事務局のほうに是非ご意見としていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、正式な合意ではありませんけれども、とりあえずは水害というか水害の災害対策ということを中心にして、それに関わる問題を議論していただくということで、次回予定をしたいと思いますがよろしいでしょうか。ありがとうございます。

これで、本日予定していた議事は全て終了ということによろしいでしょうか。

それでは、次回の予定について事務局からお願いします。

○萩原危機管理課長 事務局です。

次回、第41回の協議会でございますが、おおむね5月ごろの開催を予定しております。開催日時につきましては、会長にご相談の上、決めさせていただきます。

今回は、水害を中心にした災害対応ということで、資料の説明は防災課長からになるかと思えますけれども、そちらの手配を事務局のほうでさせていただきたいと思えます。

○小出会長 新型肺炎が多分、5月ぐらいがピークになる可能性もあって、その後僕は中国にわたっていて、戻ってこられない、拒否される可能性がありますので、そのときにはよろしく願います。

本日はどうもありがとうございました。

「閉 会」 (15:41)